

佐伯市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 佐伯市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が策定した地域福祉活動計画の進捗状況の確認、地域福祉の推進のための取組及び地域福祉活動計画の見直しの検討等を行うため、佐伯市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 社協会長は、佐伯市（以下「市」という。）が社会福祉法第107条の規定に基づき策定する佐伯市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）と佐伯市社協地域福祉活動計画を共同して策定したときは、前項の協議会についても共同で設置することに努めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 地域福祉活動計画の進捗状況を確認すること。
- (2) 地域福祉の推進のための取組及び地域福祉活動計画の見直しを検討すること。
- (3) その他協議会の設置の目的を達成するため社協会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱し、又は任命する。ただし、第1条第2項に掲げる協議会を共同で設置した場合は、市福祉計画推進協議会委員に委嘱することができるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉・医療・保健関係者
- (3) 各種団体の代表者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 社協の職員
- (6) 市民の代表者

2 委員の任期は5年とする。ただし、委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至った場合は、委員の職を失うものとする。

3 委員に欠員を生じたときは、社協会長は直ちに後任者を委嘱し、又は任命するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の中から互選する。ただし、第4条第1項の規定により市福祉計画推進協議会委員をもって委員としたときは、市福祉計画推進協議会の会長及び副会長をもって充てるものとする。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、社協内において処理する。ただし、第4条第1項の規定により委嘱した場合は、市福祉保健企画課と連携して運営するものとする

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 平成31年4月1日から施行する。

2 令和3年5月1日から施行する。